

# 平成26年度 「資産等報告書」に関する意見書

## 築上町政治倫理審査会

### 1、資産等報告書の提出状況

区分	対象者数	報告者数
提出義務者に関するもの	18人	18人
提出義務者の配偶者に関するもの	16人	16人
提出義務者の被扶養者及び同居の親族に関するもの	9人	9人
合計	43人	43人

(1) 築上町政治倫理条例（平成18年築上町条例第7号、以下「条例」という。）第4条第1項の規定により、資産等報告書（以下「報告書」という。）の提出を義務付けられている町長、副町長、教育長（以下「町長等」という。）の3人及び町議会議員（以下「議員」という。）15人の計18人は、1月1日現在の内容を記載した報告書を町長等にあつては町長に、議員にあつては議長に提出し、さらに議長は町長に提出しました。

築上町政治倫理審査会（以下「審査会」という。）は、これを町長から6月13日付で提出され、内容についての審査を求められま

(2) 審査会が審査した報告書の内訳は、次のとおりです。

### 2、審査の経過

開催日	内容
第1回 8月7日（木）	審査方法の基本方針について 提出義務者別の報告書の審査 提出義務者への照会項目の検討
第2回 8月28日（木）	照会項目に対する回答についての審査 提出義務者別の報告書の審査 提出義務者への照会項目の検討
第3回 9月4日（木）	照会項目に対する回答についての審査 意見書作成について検討

(3) 提出義務者等のまとめの一覧表。

8月7日から9月4日までの間、合計3回にわたって審査を実施しました。

その審査の概要については、次のとおりです。

### 3、提出義務者に対する審査・照会事項及びその回答状況

(3) 照会者数

照会日	対象者	回答者
8月7日（1回目）	8人	8人
8月28日（2回目）	6人	6人

(1) 審査用一覧表の作成  
提出期限内に提出された報告書について、各項目における前年との違いを明確にするため、また審査の簡素化・効率化を図るために、前年と同様に報告書記載内容の一覧表を作成したうえで、まず、本年の報告書の内容を審査し更に一覧表等から前年との比較状況を把握して、必要に応じて報告書を詳細な部分を審査するという形で審査を実施しました。

○平成26年築上町政治倫理条例資産等報告者一覧表 添付資料(2)  
○提出義務者別「平成26年資産等報告書」一覧 添付資料(3)

#### (2) 照会状況

審査を効率よく行うため、審査前に、審査会事務局において報告書の記載もれや記載誤りと思われる箇所の修正・確認依頼及び不足の添付資料の提出依頼をおこないました。

その後、審査会による審査において、報告書の内容で疑問のある点、不明確な項目等について2回に分けて照会をおこないました。

照会の主な内容は、預貯金増加の理由や減少の用途について、また、動産（自動車）の所有の有無についてなどです。

#### (4) 回答状況

1 回目の照会  
・ 回答状況  
照会を行った8人全員より期限内に回答がありました。

2 回目の照会  
・ 回答状況  
照会を行った6人全員より期限内に回答がありました。



## 4、審査方法

例年の審査方法によって、報告義務者から提出された報告書を確認し、その内容の整合性について公正な審査に努めました。その手順は以下の通りです。

### (1) 形式的審査（報告書内容の確認）

まずは、資産等報告書の項目と報告書と一緒に提出する各証明書類とが、内容的に整合しているかどうかについて確認しました。不明確と思われる箇所あるいは書類の不備が認められたものについては、審査前に報告義務者に対し、訂正依頼および必要資料の提出を依頼しました。特に審査の中では、報告書の内容が不明確であったり、証明書類と合わなかったりした場合、報告義務者に対して、照会および再照会を行いました。そして照会に対する回答を見て、内容をさらに審査しました。

### (2) 実質的審査（資産の変動の把握）

形式的審査と同時に、各報告義務者の資産にどのような動きがあるかを審査しました。審査では、過去3カ年の資産報告を基礎資料とし、昨年度から資産にどれくらいの変動があったか、とくに大きな変化があった資産について問題がないかを審査しました。特に、預貯金など資産に大きな増減があったときには、その理由（出所あるいは使途）を報告義務者に照会し、回答を求めました。

## 5、審査結果

報告義務者のみなさんは、報告書の作成及び審査会の照会に対して、おおむね対応されました。毎年、報告書の作成において、報告書の執筆作業だけでなく、添付資料もたくさん準備しなくてはなりません。資料の種類によっては手数料が必要なものもありますが、有料でも添付しなければならぬのです。町長、副町長、教育長、そして町議会議員と日頃の公務で多忙だと思えますが、彼らが報告義務者としての義務をきちんと毎年果たしているというところは、町民の皆さんに是非ご報告すべきことでしょうか。今回の審査で出された意見として、次のような意見があります。

### 【資産等報告書に目立ったミス】

資産等報告書はきちんと提出されていたのですが、作成上のミスが目立ちました。特に多かったのは、報告書の資産の有無のチェックリストです。報告書には「土地」「建物」や「預貯金」の残高等があるかどうかの「チェックリスト」が設けられています。ところが、資産があると各項目では回答されているのに、チェックリストに「無し」とチェックされていたケース（逆のケースもあります）が目立ちました。こうした作成ミスがないよう報告義務者のみなさんをお願いしたいと思います。

### ① 記載要領の改正について

「預貯金と借入金の記載内容のギャップ解消」  
町では、資産等報告書の「記載要領」という一種のマニュアルを定めています。報告書にどのように記載すればよいかを細かく指示したものです。

ところが、記載要領を読むと、「預貯金」と「借入金」の記載について、「預貯金」欄には「当座貸越」を含めてすべて記入することとされているのに、「借入金」欄には「50万円以下」のものは記載しなくてよいということになっています。貸越の情報は、資金の動きをチェックすることが出来るために、すべて借入金欄に記載していただく必要はありません。いまのままでは、記載要領にギャップが生じていることになりました。来年の審査までに改正を町にお願いします。

### ② 動産の書き方

「動産」（自動車や農機具等）の欄は、記載要領では「50万円以下」の資産は記載しなくてよいとされています。ところが、「動産」欄には「なし」とされているのに、提出された納税証明書を読むと、自動車税と軽自動車税を納税していることが分かるケースがあります。この点はほぼ毎年の審査で混乱が生じる部分です。50万円以下の動産は記載する必要はないままとしても、自動車がないかどうかを示すチェック欄を報告書に設けていただくなどの措置を講じていただくように町にお願い

いたします。

### ③ 所得税の書き方

報告書には「税等の納付状況」欄があり、「所得税」の納税額を記載するところがあります。確定申告書の数字をこの欄に記載する訳ですが、確定申告書の中のどの項目の数字を記載するか、報告義務者ごとに異なっていました。この点は、統一していただくようお願いいたします。とりわけ現時点では、確定申告書の「所得税及び復興特別所得税の額」欄の数字に統一することが必要です。

### 【政治倫理審査体制の拡充】

実は、今年度の意見には昨年度の意見書と同じものがあります。つまり、昨年度お願いした意見が十分反映されていなかったといわざるを得ません。審査会としては、昨年度の意見書も併せて、的確に見直しをお願いしたいところです。

行政改革と人員削減の中で、町行政がだんだんと多忙になりつつあります。全国的な事情ですが、事務局も非常に多忙をきわめていて、一人の職員がたくさんの業務を抱えています。しかし、国や自治体が効果的に仕事をするためには、人々の「信頼」が重要となってきています。政治倫理審査はそうした信頼をつくる貴重な機会です。したがって、政治倫理審査を効果的に進めるための体制を是非検討していただくように町にお願いしたいと思います。

## 6、添付資料

- (1) 平成26年資産等報告書提出3役・議員名簿
- (2) 平成26年築上町政治倫理条例資産等報告者一覧表
- (3) 提出義務者別「平成26年資産等報告書」一覧
- (4) 審査会の照会に対する対象者からの回答状況

## 7、築上町政治倫理審査会委員名簿

職	氏名	職業
会長	森 裕 亮	専門委員（大学准教授）
副会長	野 中 貞 祐	専門委員（弁護士）
委員	上 田 文 博	専門委員（公認会計士）
委員	柏 木 利 彦	専門委員（税理士）
委員	田 尻 侅 祥	町 民